

平成 29 年 3 月 21 日

協力会社 各位

共同建設株式会社

社会保険未加入問題への対応について

国土交通省は、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」（以下、「ガイドライン」とする。）を制定し、元請企業の責任として、「施工体制台帳・再下請負通知書・作業員名簿等により下請企業や作業員の保険加入状況を確認・指導すること」と明記されています。

弊社はこのガイドラインに基づき、平成 27 年 6 月以降、弊社とお取引していただくにあたり、全ての工事において、一次協力業者様には社会保険加入状況を確認するための資料を提出していただいておりますが、平成 29 年 4 月 1 日以降は、一次協力業者様だけでなく、二次以下の協力業者様にも同様の資料を提出していただきます。

さらにガイドラインには、「平成 29 年度以降においては、適切な保険に加入していることを確認できない作業員については、特段の理由がない限り現場入場を認めないとの取扱いとすべき」とされているため、作業員名簿提出の際、各作業員の社会保険加入状況の確認に必要な資料を提出していただきます。

別紙添付資料を参考に、ご理解・ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

注意！

社会保険加入状況を確認するための資料を改めました。添付資料を参考に適切な資料を提出していただきますよう、併せてお願い申し上げます。

（別紙添付資料）

- ① 医療保険・年金保険についての確認書類
- ② 雇用保険についての確認書類
- ③ 適用除外報告書の提出について
- ④ 建設業の社会保険未加入対策について
- ⑤ 国土交通省からの通達など参考資料

D. 保険料納付に係る「社会保険料納入証明書」

E. 保険料納付に係る「社会保険料納入確認書」

※ 管轄の年金事務所に申請して取得してください。申請手続き・様式については、日本年金機構のホームページを参考にしてください。

<http://www.nenkin.go.jp/service/kounen/jigyonushi/sonota/20140311.html>

平成 年 月 日 申請

社会保険料納入確認(申請)書

1. 申請者

事業所整理記号	事業所番号

事業所所在地	
事業所名称	
事業主氏名	Ⓜ
電話番号	()-()-()

2. 申請事由

--

3. 確認事由

項目	対象期間	未納の有無
健康保険料 厚生年金保険料 児童手当拠出金 (延滞金を含む)	平成 年 月分から平成 年 月分まで	有・無

管轄区分	1. 全国健康保険協会管掌健康保険 ・ 2. 組合管掌健康保険
------	---------------------------------

上記のとおり相違ないことを確認します。

平成 年 月 日

年金事務所長 Ⓜ

★ なお、作業員名簿に記載されている健康保険の番号を確認するため、作業所において健康保険被保険者証（写し可）の呈示をお願いします。

(参考)

※ 医療保険とは、国民健康保険や協会けんぽ、健康保険組合などを指し、全国民がいずれかの保険に加入しなければなりません。これは国民健康保険法に定められています。

※ 年金保険とは、国民年金と厚生年金を指し、こちらは国民年金法に定められており、やはり全国民が加入することとなっています。

② 雇用保険についての確認書類

医療保険・年金保険の確認書類と同じように、雇用保険についての確認書類（下記ア～エい
ずれか一点）を提出または呈示していただきます。

- ア. 直近の保険料納付に係る「納付書・領収証書」
- イ. 直近の「労働保険概算・確定保険料申告書」
- ウ. 「雇用保険適用事業所設置届事業主控（提出先での受付済印）」
- エ. 「雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知用）」

注意！

以前より提出していただいている、エ.「雇用保険被保険者資格取得等通知書(事業主通知用)」
は、労働保険番号が記載されていないため、ア～ウのいずれかが望ましいです。

《確認書類見本》・・・労働保険番号もしくは事業所番号が記載されたもの

イ. 保険料納付に係る「納付書・領収証書」

※ 金額は消してください。所掌が「3」のものがが必要です。

納付書・領収証書		労働保険	国庫金																																	
<p>※取扱庁番号 00075476</p> <p>↓所掌が「3」のもの</p> <p>労働保険番号 27304400942-0000</p> <p>※CD 6</p> <p>※証券受領 全部</p> <p>労働保険特別会計 0847 厚生労働省 6118 ※平成 28 年度</p> <p>翌年度5月1日以降 現年度歳入組入</p>		<p>※取扱庁番号 00075476</p> <p>徴収勘定 保険料収入及び一般拠出金収入</p> <p>労働保険特別会計 0847 厚生労働省 6118 ※平成 28 年度</p>																																		
<p>労働保険番号 27304400942-0000</p> <p>※会計年度(元号：平成は7)※徴定年度(元号：平成は7)</p> <p>元号 7 年度 28 期 1</p> <p>元号 7 年度 28</p> <p>納付の目的</p> <p>1.平成 28年度 概算 1期 (全額又は1期)</p> <p>2.平成 27年度 確定</p>	<p>※取納区分 62</p> <p>※認決区分</p> <p>(住所) 〒558-0045 大阪市住吉区住吉1-1-3-101</p> <p>(氏名) 共同建設 株式会社</p> <p>10-E004476 AA3N27R006392#</p> <p>27304400942-000 0143586 E</p>	<p>※内証券受領</p> <table border="1"> <tr> <td>労働保険料</td> <td>十</td><td>億</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>万</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>円</td> </tr> <tr> <td>一般拠出金</td> <td>十</td><td>億</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>万</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>円</td> </tr> <tr> <td>納付額(合計額)</td> <td>十</td><td>億</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>万</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>円</td> </tr> </table>	労働保険料	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	一般拠出金	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	納付額(合計額)	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	<p>あて先 〒540-0028 大阪市中央区常盤町1丁目3-8 中央大通FNビル 大阪労働局</p> <p>労働保険特別会計歳入徴収官</p> <p>上記の合計額を領収しました。 領収日付印</p> <p>納付印 長谷川 28.6.8</p>
労働保険料	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円																										
一般拠出金	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円																										
納付額(合計額)	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円																										
<p>納付の場所 日本銀行(本店・支店・代理店又は歳入代理店)、所轄都道府県労働局</p>																																				

ウ. 「労働保険概算・確定保険料申告書」

※ 金額は消してください。所掌が「3」のものがが必要です。

エ. 「雇用保険適用事業所設置届事業主控（提出先での受付済印）」

オ. 「雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知用）」

※ 以前より提出していただいていた書類です。被保険者番号の下4桁が、作業員名簿に記載する番号となります。

<キリトリ>

雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）

確認（受理）通知年月日 雇用保険被保険者資格取得届に基づき、下記のとおり確認（通知）します。

被保険者番号 H280330	事業所番号 2704-400942-7	管轄区分 0	資格取得年月日 H280311	
被保険者氏名 []	性別 1 (1男 2女)	生年月日(元号-年-月-日) [] (2大正 3昭和 4平成)	取得時被保険者種類 1 (1X123 一般 2X123 若年 3X123 短期)	振込の年月日 []
事業所名称 共同建設 株式会社				

2016. 1

★ なお、作業員名簿に記載されている雇用保険の番号を確認するため、作業所において上記エ.「雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知用）」の写しの提出をお願いします。また、提出の際は被保険者番号と被保険者氏名の照合をしますので、塗りつぶさないようにしてください。

(参考)

※ 事業主は、雇用保険法に基づき、適用基準を満たす労働者について、事業主や労働者の意思に関係なく、被保険者となった旨をハローワークに届け出なければなりません。詳しくは厚生労働省のホームページを参考にしてください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147331.html>

③ 「適用除外報告書」の提出について

貴社の事業所の形態によっては、適用除外となる保険があるかもしれません。その場合、施工体制台帳等における健康保険等加入状況欄にも適用除外と記載していただきますが、それを確認するために、「適用除外報告書」の提出をお願い致します。

なお、様々な就労形態が考えられるため、それぞれの最寄りの関係機関にお問い合わせの上、適切な保険への加入をお願い致します。

【問い合わせ先】

医療保険・年金保険・・・年金事務所

雇用保険・・・ハローワーク

他にも、各都道府県の社会保険労務士会でも相談を受け付けています。

平成 年 月 日

適用除外報告書

住所

会社名

代表者名

当社は、健康保険等に関して、下記の通り適用除外となりますので、ご報告いたします。
なお、工事期間中、適用事業所としての要件を満たした場合は、速やかに適切な保険加入手続きをし、確認書類を提出いたします。

【医療保険・年金保険】

- 常時使用される者が5人未満の個人事業所である。
- 個人事業主とその家族従業員のみの個人事業所である。
- その他（ ）

【雇用保険】

- 事業主・代表者・役員のみの事業所である。
- 事業主・代表者・役員および次の適用除外者のみを使用する事業所である。
 - 1週間の所定労働時間が20時間未満である者
 - 31日以上継続して雇用される見込みがない者
 - 学生である者
- その他（ ）

④ 建設業の社会保険未加入対策

建設産業では、国土交通省が中心となって、平成 24 年度から社会保険未加入問題を是正すべく、様々な対策を進めています。

- ・ 適切な保険とは何か
- ・ 法定福利費を内訳明示した見積書の作り方
- ・ 一人親方の保険加入はどうしたらよいか
- ・ わからないことはどこに相談すればよいか

など、国土交通省のホームページでわかりやすく説明されています。このページを参考にして、貴社および貴社の雇用している労働者が、適切な保険に加入できるようにしてください。

国土交通省 建設業の社会保険未加入対策について

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html

「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr2_000008.html

※ 上記のウェブページにも掲載されていますが、参考資料として、

- ・ 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における「適切な保険」について
- ・ 社会保険の適用関係について①～③

を添付いたしますので、参考にしてください。

「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における「適切な保険」について 国土交通省

所属する事業所		就労形態	労働保険	社会保険	
事業所の形態	常用労働者の数		雇用保険	医療保険 (いずれか加入)	年金保険
法人	1人～	常用労働者	雇用保険※3	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※1	厚生年金
	—	役員等	—	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※1	厚生年金
個人事業主	5人～	常用労働者	雇用保険※3	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※1	厚生年金
	1人～4人	常用労働者	雇用保険※3	・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等)	国民年金
	—	事業主、一人親方	—	・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等)	国民年金

「下請指導ガイドライン」における「適切な保険」の範囲

3保険

健康保険及び厚生年金保険

3保険

雇用保険
(医療保険と年金保険については個人で加入)

医療保険と年金保険については個人で加入
(但し、一人親方は請負としての働き方をしている場合に限る)※2

※1 年金事務所健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険組合に加入する。

※3 週所定労働時間が20時間以上等の要件に該当する場合は常用であるか否かを問わない。

※2 詳しくは、一人親方「社会保険加入にあたっての判断事例集」参照。

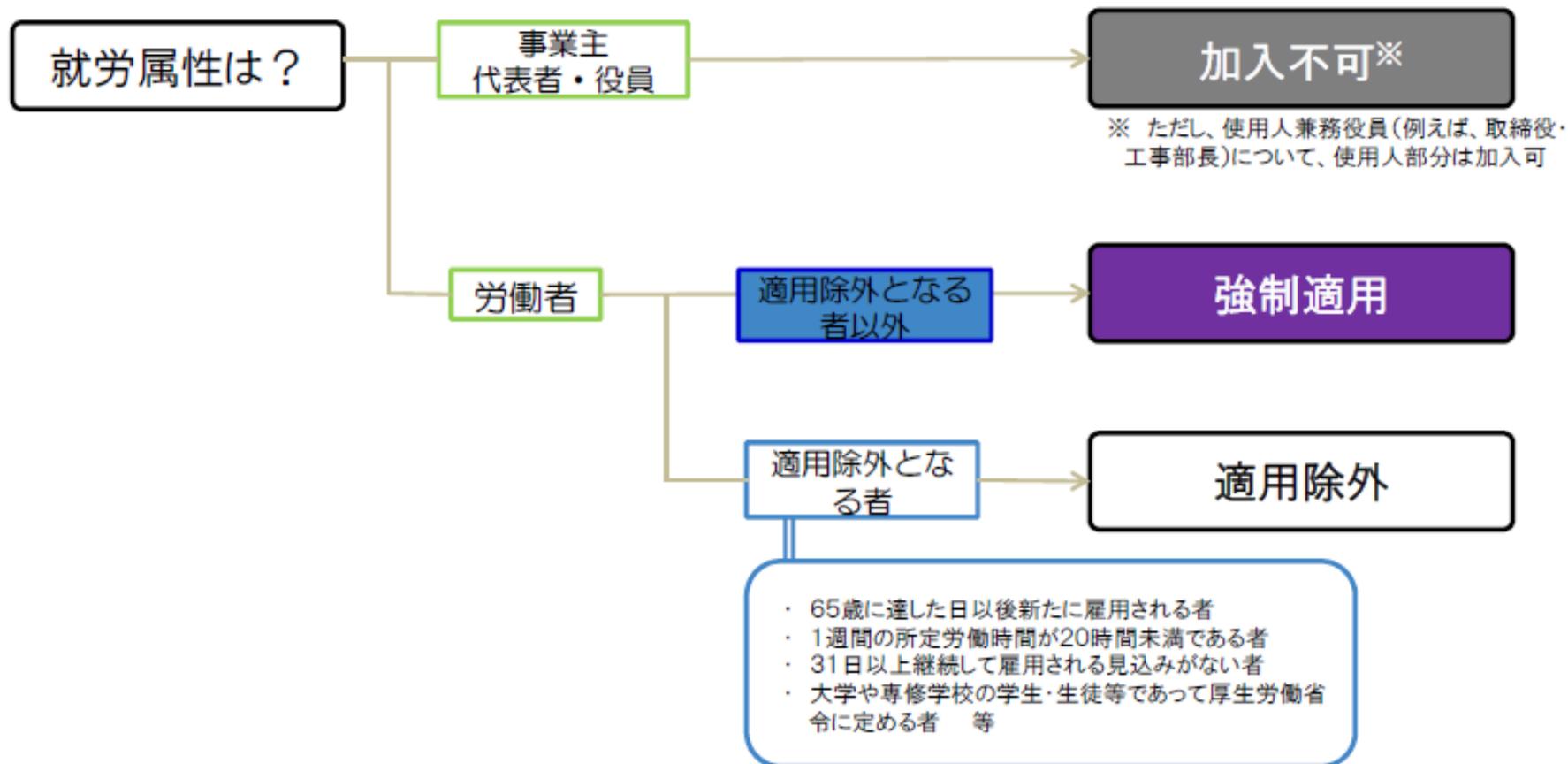
 :事業主に従業員を加入させる義務があるもの

 :個人で加入

(参考)社会保険の適用関係について①

○雇用保険

※本資料は社会保険の大まかな適用関係を整理したものです。詳しい適用関係については、お近くのハローワーク等にお問い合わせ下さい。

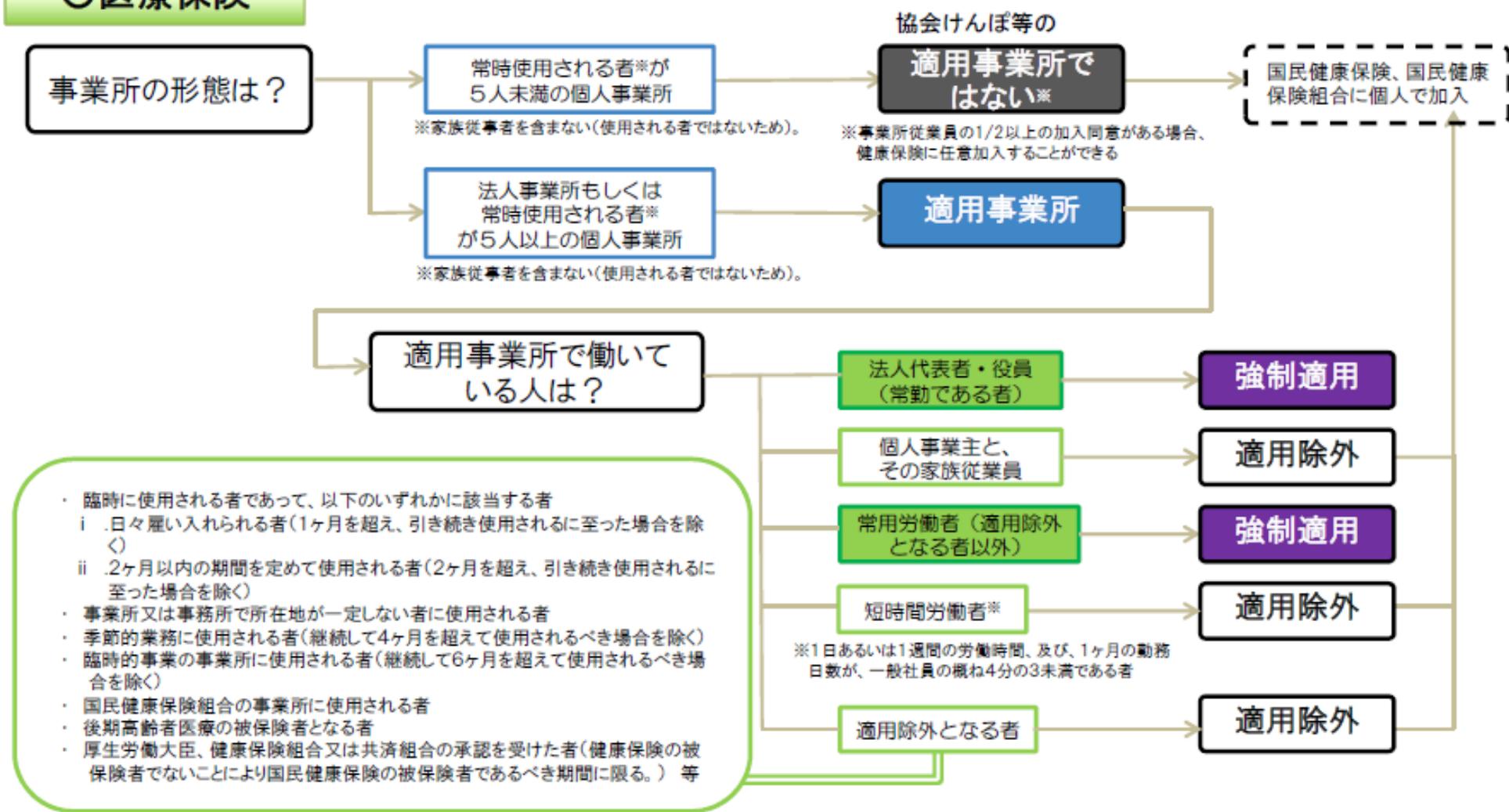


・強制適用となる者は、雇用保険の被保険者となります。
 ・ただし、労働者のうち、日々雇い入れられる者で、日雇雇用保険に加入する場合は、被保険者自らが届け出る必要があります。

(参考)社会保険の適用関係について②

○医療保険

※本資料は社会保険の大まかな適用関係を整理したものです。詳しい適用関係については、お近くの年金事務所等にお問い合わせ下さい。



- ・ 適用事業所に使用されるが適用除外となる者で、一定の条件を満たす者は、健康保険の日雇特例被保険者となります。
- ・ 強制適用となる者は、協会けんぽ、健康保険組合等の被保険者となります。
- ・ 強制適用となる者であっても、厚生労働大臣の承認を受けた場合は、健康保険の被保険者ではなく、国民健康保険組合の被保険者となることができます。
- ・ 生活保護を受給している者は国民健康保険の適用除外となります。

(参考)社会保険の適用関係について③

○厚生年金保険

※本資料は社会保険の大きな適用関係を整理したものです。詳しい適用関係については、お近くの年金事務所等にお問い合わせ下さい。

